

令和 6 年度 第 2 回岡山支部評議会 議事概要

開催日時	令和 6 年 10 月 18 日（金）14：00～16：00
開催場所	第一セントラルビル 2 号館 8 階会議室 Ivy
出席評議員	学識経験者：浜田評議員（議長）・中浜評議員・水田評議員 事業主代表：安原評議員・東評議員 被保険者代表：野村評議員・池田評議員
議題	1. 令和 7 年度平均保険料率について 2. 令和 7 年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見聴取 3. その他報告事項（「マイナ保険証について」ほか）

各議題について、事務局より資料に基づいて説明。

議題 1. 令和 7 年度平均保険料率について

＜事業主代表＞

協会けんぽ加入者の実質的な賃金上昇率は確認できるか。

＜事務局＞

今回お示した「協会けんぽにおける実績を踏まえた試算」においては、基準となる賃金上昇率は過去 10 年の平均である 0.8%に設定している。試算で使用している賃金上昇率は、春闘で示されているものではなく、あくまで協会けんぽ加入者の標準報酬月額をもとに算出されたものなので、より実態に基づくものとする。

＜学識経験者＞

当支部の保険料率が平均保険料率よりも高くなる要因は何か。

＜事務局＞

加入者の医療費が高いことが大きな要因である。なお、支部の保険料率を算定する際は、年齢調整、所得調整等を行っている。参考として当支部の令和 6 年度保険料率については、平均保険料率が 10%になって以降、一番低い保険料率となっている。

<被保険者代表>

これから高齢者人口のピークを迎え、実質賃金の上昇など不安定な要素が多い中では、今しばらく財政状況の様子を見ながら平均保険料率を決定していく必要があると考える。

<事務局>

今後、後期高齢者人口のピークを迎える中で、後期高齢者支援金拠出金の増大も見込まれ、協会けんぽの財政については中長期的な視点で考えてまいりたい。

<学識経験者>

令和 5 年度の単年度収支差で国庫補助の精算の影響があったとあるが、国庫補助金は毎年変化するのか、また今後の収支に与える影響も変化するのか。

<事務局>

国庫補助金については、協会けんぽ加入者の保険給付費等に対して概算で交付されて、翌年精算する仕組み。令和 5 年度の収支においては、主たる収入の増加より、主たる支出の増加のほうが伸びており、実質的に単年度収支差は縮小している状況である。

<学識経験者>

平均保険料率は 10%で維持願いたい。準備金残高がどれくらいまで取り崩されると、平均保険料率を上げなければならないという基準はあるか。

<事務局>

法定準備金を下回る場合には、保険料率の引き上げが必要になる。なお、毎年保険料率について推計を示して議論を行うため、急激な引き上げを避けるために、法定準備金を下回る前に引き上げを検討することになると考える。

<事業主代表>

中小企業が置かれている状況は厳しく、引き続き平均保険料率 10%が妥当と考える。
保険料率の変更時期も令和 7 年 4 月納付分からでよい。

<事業主代表>

すべての物価が上がっていく一方で、中小企業は依然として賃上げを実施するのが困難な状況である。ただし、財政が破綻しては意味がないので、平均保険料率 10%維持が妥当と考える。

＜被保険者代表＞

少子化が進み若年層の人口は減り、高齢者が増加していく中で財政がより厳しくなっていくことが予想されるので、平均保険料率 10%維持が妥当。

＜被保険者代表＞

物価が上がっている中で、実質賃金が上がっている実感がない。今後の実質賃金の上昇に期待しつつ、引き続き平均保険料率 10%維持を希望する。

＜学識経験者＞

団塊の世代が後期高齢者になること、短時間労働者等への被保険者適用拡大が議論中であること、赤字の健康保険組合が解散後編入してくる可能性について、今後の推移を注視しながら、平均保険料率 10%維持で様子を見るべきである。

＜学識経験者＞

実質賃金が上がった実感がわからない中で、若年層の社会保険料に対する負担感がある。ただし、今後の財政見通しを考慮すると、平均保険料率 10%維持で様子を見るべきである。保険料率の変更時期は令和 7 年 4 月納付分からでよい。

議題 2. 令和 7 年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見聴取

＜学識経験者＞

メンタルヘルスについて、精神疾患で傷病手当金を受給し、遡及して労働災害として認定された場合は調整が行われるのか。

＜事務局＞

労働災害として認定された場合は、支給済の傷病手当金を返納していただくこととなる。補足すると障害年金が遡及して認定された場合も、支給済の傷病手当金を返納していただく扱いとなる。

＜学識経験者＞

代謝リスクの保有率が全国平均を上回るという課題については、個人に対してはまず運動習慣改善を促し、さらに数値が高い場合は医療機関受診を勧奨する流れか。

＜事務局＞

メタボリックシンドローム該当者については、特定保健指導で生活習慣や食事及び運動習慣の改善を指導している。また健診時の数値が高血圧、糖尿病等に該当されている方に

は医療機関受診を勧奨し、さらに CVD のリスクが高い方に受診勧奨を通知するなどの取り組みを実施している。

議題 3. その他報告事項（「マイナ保険証について」、「保険事業の一層の推進について」、「ホテル健診の実施結果について」、「返納金債権について」）

① 「マイナ保険証について」 質疑応答

<事業主代表>

マイナ保険証を利用登録していても、資格確認書を発行できる扱いか。

<事務局>

基本的にマイナ保険証未登録者を対象に、資格確認書を発行する扱い。

<事業主代表>

実際、資格確認書の発行を希望する方が多くなると予想されるので、混乱が起きない対応をお願いしたい。

<事業主代表>

新規採用した従業員のマイナンバーがきちんと紐づけされているかの確認義務は事業主にあるのか。

<事務局>

まずは従業員ご本人にマイナポータルから健康保険証の利用登録状況を確認いただきたい。協会けんぽからも紐づけできておらずマイナ保険証が利用できない方には資格確認書を発行するがかなり時間を要する。

<学識経験者>

医療機関等もマイナ保険証による受診に対応できる状態になっているか。

<事務局>

全国の医療機関、診療所、歯科、薬局のほとんどで対応できる状態になっている。

② 「保健事業の一層の推進について」質疑応答

＜学識経験者＞

がん検診受診後の受診勧奨の実施について、これは肺がんを対象としたものか。今後胃がん、大腸がんにも拡大されるのか。

＜事務局＞

肺がんについて現在保険者努力重点支援プロジェクトの中で、先行して3支部が実施しており、来年度から全支部で実施していく予定。胃がん、大腸がんについても今後の実施にむけて検討していく予定。

＜事業主代表＞

人間ドックに対する定額補助に制約事項はあるか。また付加健診は変更があるか。

＜事務局＞

人間ドックについて令和8年度から35歳以上の被保険者を対象とし、令和9年度からは被扶養者の方も対象に含めるもので制限はない。毎年利用でき、定額補助の上限を超える部分は自己負担いただく形である。付加健診は同じ内容で継続していく。

特記事項

傍聴者なし

今回は令和7年1月17日（金）開催予定